

船橋市立学校 学校評議員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立小学校及び中学校管理規則第10条第4項、船橋市立高等学校管理規則第54条の2第4項、船橋市立特別支援学校管理規則第53条の2第4項の規定に基づき、船橋市立学校における学校評議員の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 校長は、保護者及び地域住民等に対し学校の教育活動に関して説明責任を果たして協力を得るとともに、保護者及び地域住民等の意向を把握・反映して開かれた学校づくりを推進するために、学校に学校評議員を置くことができる。

(学校評議員の役割・職務)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 学校教育の充実発展に関すること
- (2) 学校・家庭・地域の連携と協力に関すること
- (3) その他校長が必要と認めること

(定数)

第4条 学校評議員の定数は、1校あたり原則として10人以内とする。

(任期)

第5条 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし再任を妨げない。

(秘密の保持)

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第7条 学校評議員の報酬は、無償とし、費用弁償は行わない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。